

# ◆ 「賃金不払い時効廃止法」 1枚提案書

## ◆◆◆ 1.定義 ◆◆◆

「賃金不払い時効廃止法」とは、賃金不払いの時効を廃止し、そして、賃金不払いを防止し、かつ、不払い賃金の回収を行いやすくする法律です。

## ◆◆◆ 2.提案の背景 ◆◆◆

- 現在の日本では賃金の不払いがたくさん起きている。とくに残業代の不払いがとても多い。
- 現行法では、賃金の不払いの時効は3年と定められている。(労働基準法第115条,第143条③)
- 時効が3年というのはあまりにも短すぎて、これが不払いを助長している。
- この時効は悪徳経営者を保護している。
- 弁護士の中には、経営者に対し、「時効までのりくらりとはぐらかして放置すればいい」というようなアドバイスをする者がいる。(これは弁護士職務基本規程第14条に違反するが、金儲け主義の弁護士は、しらばっくれれば処罰は受けないと、そんなことはそっちのけである。)
- 多くの労働者が、経営者からの報復をおそれて、請求できずに耐えている。
- 労働基準監督署、労働審判制度、労働局のあっせん制度は、時効になった分の回収については、実質的に支援していない。
- 現状は、国の法律や制度によって、労働者が泣き寝入りに追い込まれていると言える。
- 多くの経営者が、賃金不払いという非常に卑劣な非人道的行為を行なったにもかかわらず、処罰を受けずにすんでいる。
- 賃金の不払いは、労働者への人権蹂躞であり、厳しく対処すべきである。
- 賃金不払いの時効は倫理的根拠がない。

## ◆◆◆ 3.目的 ◆◆◆

- 残業代などの賃金の不払いをなくす。
- 労働者が不払い賃金を全額回収できるようにする。
- 労働者がより簡単に不払い賃金を回収できるようにする。

## ◆◆◆ 4.構想 ◆◆◆

- 賃金不払いの時効(3年)を廃止する。(労働基準法第115条と第143条③を削除する。)
- 賃金不払いを抑止し、かつ、労働者が不払い分を回収しやすくなる法律をつくる。つまりは、次のことを法律に定める。
  - ▲労働者は、会社ではなく、経営者個人に対して不払い分を請求することができる。
  - ▲経営者が退任している場合も経営者個人に請求できる。
  - ▲経営者が死去している場合は、相続人が所有資産状況に応じて支払う。
  - ▲賃金不払いの遅延損害金を上げる。(退職金の場合と同じ14.6%にする。)
  - ▲労働者の弁護士費用は会社または経営者個人の負担とする。
  - ▲経営者が請求に応じない場合は重罰を与える。
  - ▲経営者が労働者に対し報復行為を行った場合も重罰を与える。
  - ▲経営者が「すでに支払った」など虚偽の主張を行った場合も処罰する。

\*\*\* 署名のお願い \*\*\*~~~~~

このサイトでは署名活動を行っております。「署名する」のページに、署名フォームがございますので、こちらをご利用ください。どうかよろしく願いいたします。